

ご利用者（各位）

長野県立美術館  
館長 笠原 美智子

長野県立美術館条例の改正に伴う利用料金の変更について（お知らせ）

日頃より当館をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

このたび、長野県立美術館館条例が改正されたことに伴い、当館の貸出施設利用料金が変更となりますので、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、当館までお問い合わせください。

#### 記

#### 1 新料金適用時期について

同条例の改正に伴い、施行の日（令和 8 年 4 月 1 日）以降に許可がなされたものから適用されます。

※ただし、施行の日以降に許可が行われたもののうち、令和 8 年 3 月 3 1 日 1 5 時までに利用承認されたものは、改正前の料金が適用されます。

#### 2 添付資料

改定後の新料金表

問い合わせ

長野県立美術館

次長兼総務課長：石坂

総務課担当係長：春日

TEL 026-232-0052

✉ [nam-somu@naganobunka.or.jp](mailto:nam-somu@naganobunka.or.jp)